

PICK UP /

所得税、市・県民税の申告はお早めに！

鈴鹿税務署からのお知らせ

問合先 鈴鹿税務署 ☎ 059-382-0353

確定申告会場

とき

2月10日(火)～3月16日(月)
午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く

※上記の期間は、鈴鹿税務署では申告相談受付は行いません。

ところ

イオンモール鈴鹿2階
「イオンホール」

申告と納税の期限

- 所得税・贈与税 3月16日(月)
- 消費税および地方消費税 3月31日(火)
- ※所得税、消費税および地方消費税の納税は、
口座振替をご利用ください。

○会場の混雑緩和のため、入場には日時が指定された「入場整理券」が必要です。



LINEアプリでの
事前発行について

「入場整理券」は、会場で当日配付またはLINEアプリで事前発行します。

○確定申告会場では、自身のスマートフォンでの申告となります。

持ち物 ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ②スマートフォン ※事前にマイナポータルをインストール ③マイナンバーカード ※署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)と利用者証明用電子証明書(数字4桁)のパスワードが必要

○申告書等の控えに收受印付印の押印は行っていません。申告書等を書面で提出する場合は、正本(提出用)のみを郵送等で提出してください。

○確定申告会場では、申告に係る用紙等の配付は行いません。用紙等が必要な人は、国税庁ホームページからダウンロードしてください。



e-Taxによる申告をご利用ください

自宅のパソコンやスマートフォンを使って、簡単に申告書が作成できます。

また、作成した申告書はe-Tax(電子申告)で提出できます。



作成コーナー



1 亀山市での申告相談受付会場のご案内

問合先 税務課市民税グループ ☎ 84-5011

市では、次の日程で申告相談を受け付けます。申告書作成に必要な書類を持参の上、少人数でお越しください。
また、会場の混雑緩和のため、税務署へ郵送等での提出またはe-Taxをご活用ください。

○市会場および各コミュニティセンター等日程表

相談日	地区	時間	会場
2月2日(月)	神辺	午前9時～午後4時	神辺地区コミュニティセンター
2月3日(火)	野登	午前9時～午後4時	野登地区コミュニティセンター
2月4日(水)	白木	午前9時～11時30分	下白木公民館
	小川	午後1時30分～4時	小川地区生活改善センター
	天神・和賀・南部	午前9時～午後4時	天神・和賀地区コミュニティセンター
2月5日(木)	亘生	午前9時～午後4時	亘生地区コミュニティセンター
2月6日(金)	井田川	午前9時～午後4時	井田川地区北コミュニティセンター
2月9日(月)	川崎	午前9時～午後4時	川崎地区コミュニティセンター
2月10日(火)	阿野田・菅内	午前9時～午後4時	東部地区コミュニティセンター
	加太	午後1時30分～4時	林業総合センター
2月16日(月)～ 3月16日(月)	市内	午前8時30分～午後4時 (土・日曜日、祝日を除く)	本庁
2月16日(月)～ 3月16日(月)	関支所	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時 (土・日曜日、祝日を除く)	関支所

※各コミュニティセンターは、午前8時30分から開場します。

※本庁・関支所は、午前8時から番号札を配布します。

※本庁では、自身のスマートフォンで確定申告をする人に限り、ウェブ事前予約受付を行います。

　ウェブ事前予約受付は2月1日から開始します。

※青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、海外の年金の確定申告をする人、令和6年分以前の確定申告をする人は、市で確定申告相談を受付できません。詳しくは、鈴鹿税務署へお尋ねください。



事前予約受付
フォームは
こちらから

2 所得税の確定申告が必要な人(主な例)

令和7年中に営業・農業・不動産所得のある人や各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が、所得控除(扶養控除、基礎控除等)を超える人	
令和7年中に給与がある人で	給与等の収入が2,000万円を超える人
	年末調整済の給与以外の所得の合計金額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃料の支払を受けている人
令和7年中に公的年金がある人で	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下かつその他の所得が20万円以下の方は、確定申告の申告義務はありません。

3 確定申告をすれば所得税が戻る人

所得税を納め過ぎた人は、還付申告することができます。

【例】

- 給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄附金控除等を受けられる人
- 給与所得のみの人で、年末調整を受けていない人
- 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人

※令和7年分の還付の確定申告は、令和8年1月1日から令和12年12月31日まで行うことができます。

4 市・県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人。ただし、所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。

- 事業所得、農業所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得または山林所得がある人
- 勤務先から給与支払報告書の提出がない人
- 医療費控除など各種控除の申告を行う人
- 給与所得または公的年金所得のあった人で、他に所得のある人

(他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。)

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、市税証明の交付、国民健康保険税などの算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

※前年度に市・県民税の申告をした人へ、市・県民税申告書を1月下旬に送付します。

5 確定申告書および市・県民税申告書作成時に申告会場で必要なもの

① 収入・所得に関する書類

収入・所得の種類	必要なもの
営業・農業・不動産所得	収支内訳書(収入および支出を明らかにできるもの) ※必ず事前に作成してお持ちください。
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	•公的年金等の源泉徴収票の原本 •支払通知書の原本などその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などその所得を証明する書類

※配当所得について、多数の支払通知書をお持ちの場合は、所得の内訳書を作成してお持ちください。

② 控除に関する書類

必要なもの
国民健康保険税・介護保険料・生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書など控除に係る証明書、寄附金の受領証など控除を受けるための金額を証する書類

※医療費控除を申告する場合は、年間の支払額を集計した「医療費控除の明細書」が必要です。

※寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

③ 共通して必要なもの

本人および扶養者の個人番号確認書類、本人確認書類、還付申告をする人は、通帳など還付金の振込先の分かるもの(還付申告する人のみ)

6 令和8年度からの市・県民税に適用される主な税制改正

●給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保証額が、55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が65万円に引き上げられました。

○給与所得控除額(改正された範囲)

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
165万5,000円以下		55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%+8万円

●扶養親族等の所得要件の改正

○所得要件

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
•扶養親族 •同一生計配偶者 •ひとり親	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下	75万円以下

●特定親族特別控除の新設

納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(前年の12月31日時点の年齢)の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く)について、扶養親族の要件(合計所得金額58万円)を超える所得を有する場合でも、その所得に応じた控除を受けることができます。



○特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	
90万円超 95万円以下	
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

7 市・県民税が試算できます

住民税試算システムは、源泉徴収票などから数字を入力することで、市・県民税を試算することができるものです。また、退職金に対する市・県民税額の試算や、ふるさと納税の控除限度額も試算することができます。

利用できるのは、令和8年度の市・県民税額の試算です。令和7年1月から12月までの所得金額が基準となります。市・県民税申告書を作成することもできますので、ぜひご利用ください。

なお、所得税の確定申告書は、このシステムでは作成できません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



8 国民健康保険の医療費通知(医療費のお知らせ)について

国民健康保険に加入している人に令和7年分の医療費通知を送付しますので、診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用してください。また、この通知は確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」として活用することができます。

○医療費控除の申告をする場合は、医療費通知原本の添付が必要です。また、再発行はできません。

○令和7年1月～11月の受診分を本年2月、令和7年12月の受診分を3月に送付します。

○医療費通知が届く前に確定申告をする場合や、医療費通知に記載されていないものについては、医療機関の領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。申告に使用した領収書などは、申告期限から5年間保存する必要があります。

○医療費控除の対象にならない医療費等もあります。詳しくは、鈴鹿税務署または税務課市民税グループへお問い合わせください。

○あんま、はり、きゅうなどの施術や、コルセット等の装具の購入などは、医療機関名が記載されていませんので、医療費通知に補完記入してください(補完記入に使った領収書は、確定申告時に提示が必要です)。

○医療費通知の負担額には、診療報酬明細書(レセプト)などの診療点数から計算した自己負担相当額が記載されているので、領収書と金額が異なる場合があります。また、高額療養費などの給付を受けた分が含まれているので、確定申告の際に差し引く必要があります。

問合先 国民健康保険の医療費通知について…市民課国民健康保険グループ ☎84-5006
医療費控除の申告について…鈴鹿税務署 ☎059-382-0353
税務課市民税グループ ☎84-5011